

○筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に関する条例

平成29年5月22日

条例第24号

改正 令和元年6月12日条例第13号

令和7年3月17日条例第11号

筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に関する条例（平成24年条例第15号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、村民の研修と交流、村民と都市住民との交流を推進するとともに、村民福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設西条温泉とくら並びにグリーンスポーツハウス碧館（以下「とくら」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 とくらの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西条温泉とくら	筑北村西条3443番地

（使用の許可）

第3条 とくらを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、村長の許可を受けなければならない。

2 村長は、管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第4条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適当と認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第5条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により使用者が損害を被った場合にあっては、村長はその賠償の責任を負わない。

(使用時間)

第6条 とくらの使用時間は、午前6時から午後10時までとし、宿泊の場合は、午後4時から翌日の午前10時までとする。ただし、村長が特に必要と認める場合は、使用時間を変更することができる。

(休館及び定休日)

第7条 村長は、とくらの施設若しくは設備等の修繕又は保守点検又は従業員等の研修を行う場合において休館することができる。また、管理運営上必要があると認めるときは、定休日を設けることができる。

(使用料)

第8条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第9条 村長が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、とくらの使用が終了したとき、又は第5条の規定により使用の許可を取り消されたとき若しくは停止されたときは、直ちに施設、設備等を原状に復さなければならない。ただし、村長が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 村長は、使用者が、故意又は過失によりとくらの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償させることができる。

(指定管理者による管理)

第12条 村長はとくらの設置の目的を効果的に達成させるために必要があると認めるときは、とくらの管理を指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりとくらの管理を指定管理者に行わせるときは、第3条から第7条まで、第10条及び前条中「村長」とあるのは「指定管理者」に、第3条から第5条まで、第10条及び前条中「使用者」とあるのは「利用者」に、第3条から第5条まで、第10条及び別表中「使用」とあるのは「利用」に、第6条及び別表中「使用時間」とあるのは「利用

時間」に、別表中「使用方法等」とあるのは「利用方法等」に、「使用料」とあるのは「利用料金」に読み替える。

(指定管理者の指定の手續等)

第13条 指定管理者の指定に係る手續は、筑北村公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成18年筑北村条例第15号）による。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) とくらの宿泊等の事業に関する業務
- (2) とくらの利用の許可等に関する業務
- (3) とくらの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) とくらの利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、とくらの運営に関し、村長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 利用者は、利用料金を納付しなければならない。

- 2 村長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。
- 3 指定管理者は、あらかじめ村長の承諾を得て、別表に定める額の範囲内において、利用料金を定める。
- 4 指定管理者は、あらかじめ村長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を減免することができる。
- 5 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手續その他の行為については、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

- 3 旧条例の規定に基づき課した、又は課すべきであった利用料金等の取扱いについては、旧条例の例による。

附 則（令和元年6月12日条例第13号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に関する条例の経過措置）

- 32 第22条の規定による改正後の筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に関する条例（以下「本城交流促進センター条例」という。）別表の内1宿泊・宿泊以外料金に係る規定は、この条例の施行の日以後の使用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る使用料について適用し、施行日の前日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 33 改正後の本城交流促進センター条例別表の内2入浴料の項中定期券（6か月）、定期券（3か月）及び定期券（1か月）（以下この項において「定期券」という。）の欄の規定は、この条例の施行日以降の購入に係るものに適用し、施行日の前日までの定期券の購入については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月17日条例第11号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

1 宿泊・宿泊以外料金

区分		使用方法等	単位	使用料
宿泊のために使用する場合	客室（和室）	1人で使用 （1泊あたり）	大人1人	7,600円
		2人以上で使用 （1泊あたり）	大人1人	6,300円
			子供1人	4,200円
	客室（特別室）	1人で使用 （1泊あたり）	大人1人	13,500円
		2人以上で使用 （1泊あたり）	大人1人	10,800円
			子供1人	6,500円
	碧館（個室）	1泊あたり	大人1人	3,300円

			子供1人	2,600円
宿泊以外のために使用する 場合	大広間 中広間	2時間まで	大人1人	1,100円
			小学生1人	880円
			4歳以上1人	660円
		超過時間	1時間あたり	上記金額の半額 を加算
	客室	2時間まで	大人1人	1,650円
			小学生1人	1,100円
			4歳以上1人	990円
		超過時間	1時間あたり	上記金額の半額 を加算
	研修室	4時間まで	1回	5,500円
		8時間まで	1回	11,000円
	加工実習室	4時間まで	1回	5,500円
		8時間まで	1回	11,000円

備考

- 1 上記金額には、消費税及び入湯税は含まれない。
- 2 宿泊及び宿泊以外の料金は、使用料の上限を定めている。
- 3 宿泊の場合、使用時間を超過し又は繰り上げて使用する場合は、1時間につき規定の料金の10%を上限に追加することができる。
- 4 土曜日及び祝日の前日、ゴールデンウィーク、年末年始及びお盆の宿泊のための使用料には、とくら本館は3,000円を、碧館は1,000円を上限に加算することができる。
- 5 宿泊のために使用する場合及び宿泊以外のために客室を使用する場合には、10%のサービス料を加算することができる。
- 6 インターネット予約は、2,000円を上限に加算することができる。
- 7 「大人」とは中学生以上の者をいい、「子供」とは4歳以上中学生未満の者をいう。

2 入浴料

1人1回につき	大人	500円
	子供	250円
回数券（12枚）	大人	5,000円

	子供	2,500円
回数券（6枚）	大人	2,500円
	子供	1,250円
定期券（6か月）	大人	47,260円
定期券（3か月）		24,280円
定期券（1か月）		8,930円
備考		
1 「大人」とは中学生以上の者をいい、「子供」とは小学生の者をいう。		
2 村内に住所を有する高齢者（70歳以上）及び障がい者の入浴料金は410円とする。 ただし、高齢者は100円乗車証、障がい者は障がい者手帳の提示をしなければならない。		
3 入浴料410円の回数券及び定期券は発行しない。		